

狭水道、輻輳海域、イカナゴ新子漁周辺では



安全航行を行いましょう！

平成20年3月5日、明石海峡航路東入口で3隻の衝突事故が発生し、4名の尊い命が犠牲になりました。この事故の主な原因は、航路に入る前からの見張りが不十分であったこと、事前の避航動作が取れていなかったこととされています。また、平成29年10月には、淡路市岩屋港防波堤付近で、小型漁船同士の衝突により1名の死亡事故が発生しています。

明石海峡周辺では、近年、不漁続きで漁期は短くなっていますが、イカナゴ漁がこの時期に行われることから、解禁初日や最盛期には、航路をうめつくすほどの小型漁船が出漁しますので、安全航行確保のために次の事項の遵守をお願いします。

狭水道や輻輳海域、多くの漁船が操業する海域では、見張りを厳重に<Keep a sharp lookout!>

- ・船長は自ら指揮を取りましょう。
- ・見張りを徹底しましょう。
- ・手動操舵を励行しましょう。
- ・明石海峡航路の航法を遵守しましょう。

必要な情報の入手・提供を

- ・**VHF(CH16)常時聴守** 無線(VHF)は、常時相手との交信ができる状態を維持し、呼び出しには必ず応答しましょう。
- ・**AIS**に正確な情報を入力しましょう。
- ・航行中は、レーダー・**GPS**を活用しましょう。

